

熊本市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正について

熊本市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成24年条例第112号）の一部を次のように改正する。

目次及び第1章の章名を削る。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

第2章の章名を削り、第3条から第5条までを次のように改める。

（移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準）

第3条 次条及び第5条に定めるもののほか、法第10条第1項に規定する条例で定める移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準は、省令第3条から第48条まで及び附則第2項から第6項までに規定する基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

(排水溝の蓋の基準)

第4条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等に排水溝を設ける場合には、排水溝の蓋は、車椅子のキャスター及びつえ等が溝に落ち込まないものとする。

(視覚障害者誘導用ブロックの材質の基準)

第5条 視覚障害者誘導用ブロックは、耐久性のあるもので、滑りにくい材質のものを使用するものとする。

第6条から第10条まで及び第3章から第7章までを削る。

附則第2項の前の見出し及び同項から附則第6項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和3年国土交通省令第12号）の施行による移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）の一部改正に伴い、旅客特定車両停留施設の構造に関する基準を定めるため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。